医療安全の確保と推進

あらゆる場における安全な 医療・看護の提供に向けて

日本看護協会は、看護の質の向上のために、 看護が提供される場での安全の確保と推進を目 指して、 事故の未然防止・再発防止の視点で取 り組みを進めている。本年度は、あらゆる場で の患者参画がテーマ。「世界患者安全の日」に 連動した取り組みとして、看護系団体との連名 のポスターを作成し患者安全への行動を喚起す るとともに、患者参画による患者安全への取 り組み事例を募集し本会 HP などで紹介してい る。また、昨年度の小規模医療機関および介護 保険施設に対する安全確保・推准支援策に関す る検討結果を受け、介護保険施設における看護 職を対象とした研修企画を検討している。

本連載では、あらゆる場の中でも医療機関と 介護保険施設に焦点を 当て、現場で発生してい る事故をなくすために、 医療や看護、介護の現 場で関わる多職種が連 携することに加えて、患 者や利用者、家族の安 全確保への参加を促し、 組織的に取り組むこと の重要性を考えていく。



法令で定められている安全管理体制

病院等の管理者は、医療法第六条の十二に規定 されている通り、医療事故の報告および医療事故 調査の実施のほか、厚生労働省令(医療法施行規 則第一条の十一) で定めるところにより、医療の 安全を確保するための指針の策定、従業者に対す る研修の実施など、安全を確保するための措置を 講じる必要がある。また、診療報酬においては、 医療機関における医療安全確保の観点から、入院 基本料算定に当たり医療安全管理体制の整備が義 務付けられているほか、医療安全対策加算、医療 安全対策地域連携加算等の評価によって、さらな る対策の強化が求められている。

介護保険施設は、厚生労働省令で定めるところ により、利用者の安全を確保するための指針の策 定、従業者に対する研修の実施その他の当該施設 における安全を確保するための措置を講じる必要 がある。また、この厚生労働省令において、事業 類型ごとに定める基準に基づいた規定がされ、介 護保険施設はこの基準に基づいて、サービスの提 供により事故が発生した場合には、凍やかに市町 村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要 な措置を講ずることとされている。2021年には 市町村に提出する介護事故報告書の様式が標準化 され、介護保険サービスを提供する全ての事業所 に標準様式の活用が求められている。将来的には 報告された介護事故情報の収集・分析に基づき、 介護事故の発生・再発防止やサービスの質向上に つながる情報共有ができるよう、国において調査・ 検討が始まっている。

患者・利用者や家族の医療安全への参画

看護職は医療・介護従事者の中でも、患者や利 用者、家族の最も身近にいる存在として、その声 に耳を傾け信頼関係を構築し、情報提供や話し合 いを行い、安全管理を推進している。また、患者 や利用者、家族も主体的に安全管理に参加し、看 護職をはじめ医療・介護従事者と相互に理解し協 働して安全確保に取り組むことが期待される。

2019年の世界保健機関 (WHO) 総会にて制定 された「世界患者安全の日」は、患者安全を促進 することへの人々の意識・関心を高めるための国 際的なキャンペーンである。本年度の「世界患者 安全の日 | テーマは "Medication Safety" (安全 な薬剤療法※)であり、キャンペーンアクショ ンは "Know Check Ask" (知ろう。確認しよう。 質問しよう。※)である。安全な薬剤療法を推准 するために、医療従事者と患者・利用者や家族等 が双方向で取り組むことを呼び掛けている。本会 は制定翌年度から「世界患者安全の日」に連動し た取り組みを行っており、本年度は看護系 4 団体 と協働した取り組みとして連名によるポスターを 作成した。また、昨年6~9月の期間に患者安全推 進の周知・普及として、特に患者参画を促進し組 織的に取り組んでいる事例の募集を行っている。 次同以降は、この事例募集に応募のあった介護保 険施設や医療機関の事例を紹介していく。

※ 日本看護協会訳